

挑みつづける、変わらぬ意志で。

東京商工会議所

都内中小企業・小規模事業者向け

国・東京都の主な支援施策

東京商工会議所では、新たな取り組みへの挑戦を目指す会員の皆様向けに、国・東京都の主な支援施策をまとめました。また、当所ウェブサイト上で、主な施策を一覧できる特設ページも公開しています。あわせてご確認ください。

※最新の情報、募集要項などの詳細は、各施策のウェブサイト等で必ずご確認ください。

※それぞれ電話・相談窓口が大変混雑しています。各施策のウェブサイトなどで、FAQや募集要項に一度お目通しただいてからお問い合わせください。

[3月1日現在]

都内で創業・開業したい

NEW 第1回申請期間は4月11日～4月20日

創業助成事業

都内で創業予定の個人または創業から間もない中小企業者等を対象に、創業初期に必要な経費の一部を助成

上限額**300万円**(助成率2/3以内)

【対象経費】

賃借料、広告費、器具備品購入費、産業財産権出願・導入費、専門家指導費、従業員人件費

【申請要件】

都内での創業を具体的に計画している個人または創業後5年未満の中小企業者等で、一定の要件を満たすこと

(要件の例)

- TOKYO創業ステーションの事業計画書策定支援の終了者
- 都または公社が設置した創業支援施設の入居者
- 都または都内区市町村が行う創業を対象とする制度融資利用者 など

東京都中小企業振興公社 創業支援課



自社の技術・サービスの価値を高めたい

NEW 第1回申請期間は4月3日～4月10日

明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業

受注型中小企業(下請企業)を対象に、自社の技術やサービスの高度化・高付加価値化に向けた技術開発などの取り組みを支援

上限額 小規模企業区分**1,000万円**(助成率2/3以内)
一般区分 **2,000万円**(助成率2/3以内)

【対象経費】

原材料・副資材費、機械装置・工具器具費、委託・外注加工費、産業財産権出願・導入費、技術指導受入費、展示会出展・広告費など

【対象となる取り組みの例】

- 薄型化や小型化に向けて加工技術の精度向上を図る
 - 受発注を可視化するシステムを構築し、顧客対応を向上させる など
- ※最終消費者に直接提供される製品・サービスに関する取り組みは対象にならないなど、その他要件あり

東京都中小企業団体中央会 支援事務局



新分野展開や業態転換などに挑戦したい

第10回公募開始は3月下旬を予定

事業再構築補助金

中小企業:通常枠 上限額**8,000万円**

(補助率2/3 ※6,000万円超は1/2)

※別途、最低資金枠、回復・再生応援枠、大規模資金引上げ、グリーン成長枠、緊急対策枠あり

【補助費、最低資金枠、シナジー効果等(リース割増等)など

事業再構築補助金事務局



人事・労務・BCP 担当者必見!

東京都 職場における感染症対策普及促進事業

職場の感染症対策に役立つツールを無料で提供する

職場における感染症のリスク対策をお手伝いします!

職場で始める! 感染症対応力 向上プロジェクト

環境整備コース

プレコース 現状を確認し、対策を推進・充実させる 感染症対策に関する環境整備
申込み不要でも自由にダウンロードできる「感染症対策チェックシート」を用いて、自社の対策状況を手探りに確認し、見出された課題を改善につなげていただけます。
★今年度から新たに設定したコースです!

達成基準
課題に対する取組の実施

知識習得コース

コースI 感染症の知識を深める 感染症理解のための従業員研修
「感染症基礎知識ドリル」を無料でご提供。eラーニングでの実施も可能です。
従業員に感染症の予防と蔓延防止の正しい知識を身に付けてもらいましょう。
★新型コロナウイルスに関する最新情報を改訂・拡充しました!

達成基準
従業員の8割以上が研修受講

BCP作成コース

コースII 万が一の事態に備える 感染症BCP(業務継続計画)の作成
教材の空欄を埋めることで、感染症予防から業務継続計画まで体系的に対策を講じることが出来ます。また、感染症BCP策定オリエンテーション等で、作成をサポートします。
★新型コロナウイルス対応を踏まえ実用性を高めたフォーマットに改訂済み

達成基準
事業所単位のBCP作成

風しん予防コース

コースIII 風しんに備え、経路と子供を守る 風しん予防対策の推進
従業員の抗体(免疫)保有状況を確認し、抗体を保有しない従業員には予防接種を促して、集団免疫の獲得を目指しましょう。
★新型コロナウイルスのワクチンと同様に、予防接種を受けることで、発症や重症化を防ぐことができます。

達成基準
風しん抗体保有者が従業員の9割以上

当プロジェクトの利用は無料です。

新型コロナウイルス対策にも役立ちます。

感染症対応力向上プロジェクトのメリット

- ▶ 各コースから自由に選んで取り組むだけで、企業に必要な対策を実施できます。
- ▶ 申込企業(プレコースを除く)、基準達成企業は、企業名が東京都のホームページに記載され、自社PRに活用できます。
- ▶ 「感染症予防対策」は、健康経営優良法人認定制度の評価項目の一つです。
- ▶ また、従業員への安全配慮義務以外にも、企業の社会的責任を果たすことにもなります。

令和4年度 オンライン事業説明動画 配信中

事業説明動画のほか、専門家による講演動画を配信します。(全5回、隔週限定公開)
第5回 OHサポート株式会社 代表(専業主婦) 今井 鉄平 氏
テーマ「健康経営 職場の健康管理 -コロナ禍での経験をお話して-」

※第5回配信(第1回～4回は終了しました)

挑みつづける、変わらぬ意志で。

東京商工会議所

お問い合わせ) 東京商工会議所 ビジネス交流部
電話: 03-3283-7670



お申し込み・詳細はこちらから <https://www.tokyo-cci.or.jp/kenkokeiei-club/12/>

設備投資に積極的に取り組みたい

前14次公募期間は4月19日まで

国 ものづくり補助金

通常枠 上限額1,250万円(補助率1/2以内)

※小規模事業者等・再生事業者は2/3以内

※対象分野:システム構築費、技術導入費など

※別途、デジタル株、グリーン株、グローバル市場開拓株、回復型買上げ・雇用拡大株あり

ものづくり補助金事務局



新製品・新技術を自社開発したい

申請期間は4月5日まで

都 新製品・新技術開発助成事業

上限額1,500万円(助成率1/2以内)

※原材料・部材費、機械設備・工具器具費、専門家等謝金など

※設備導入や生産・量産対応を目的とした申請は対象外

東京都中小企業振興公社 助成課
新製品助成事務局



NEW
人材確保のため自社の魅力を高めたい

魅力ある職場環境の整備を支援

都 中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業

奨学金返還費用の一部を中小企業者等と都が1/2ずつ負担することで、学生にとって魅力ある職場環境を整備し、将来の中核人材(技術者)の確保と定着を図る

企業負担額(①~③より選択)

①年 5万円×3年

②年 12万円×3年

③年 25万円×3年

※上記と同額を都が負担する
※中小企業者等と都が東京しごと財団の基金に出し、基金が対象者の奨学金返還費用を助成する
※対象分野は建設・IT・ものづくり
※本事業に登録している奨学金が技術者(正規雇用労働者)として就職し、1年間継続して勤務した場合が対象となる

中小企業人材確保のための奨学金返還支援事務局



円安をチャンスに輸出を始めたい

はじめて輸出を応援

国 新規輸出1万者支援プログラム

無料で輸出に関する様々な相談やサポートが受けられる

※ポータルサイトへ登録後、専門家による個別カウンセリングの内容に応じて支援策を提案

※輸出経験があっても支援の対象となる

JETRO新規輸出1万者支援事務局



当面の運転資金を調達

国 政府系金融機関の融資

経済産業省ウェブサイトの資金繰り支援一覧をご覧ください

都 民間金融機関の融資(東京都の制度融資)

東京都の制度融資の資料をご覧ください



最新情報は以下をご覧ください

【国】の施策

経済産業省
ウェブサイト



【東京都】の施策

東京都産業労働局
ウェブサイト



国・東京都の主な施策一覧を掲載しています

東京商工会議所 特設ページ

https://www.tokyo-cci.or.jp/covid-19/measures_info/



NEW

令和4年度
働く **パパママ** 育休取得応援奨励金

「パパと協力! ママコース」

パパと
協力!女性従業員の **育児休業** 取得を
推進する都内中小企業等を支援します女性従業員に6か月以上1年未満の育児休業を取得させ、
育児休業取得促進等に関する取組計画を作成した都内中小企業等対象**100万円支給** (一事業者1回のみ)

対象事業者

都内に常時雇用する従業員を2名以上かつ6か月以上継続して雇用し、
都内で事業を営んでいる中小企業等

受付期間

令和4年7月15日から令和5年8月31日まで

申請期間

対象となる育児休業から原職に復帰し、3か月経過後から2か月以内
※ただし予算の全額が執行されると終了となります

(経過措置)

令和4年4月1日～令和4年4月13日の間に育児休業を終了した従業員に係る申請を行う企業等については、
申請期間を令和4年7月15日～令和4年9月14日とします。

申請方法

郵送のみ ※来所による持参提出はできません

奨励金の概要



🐣🐣 パパと協力! ママコース

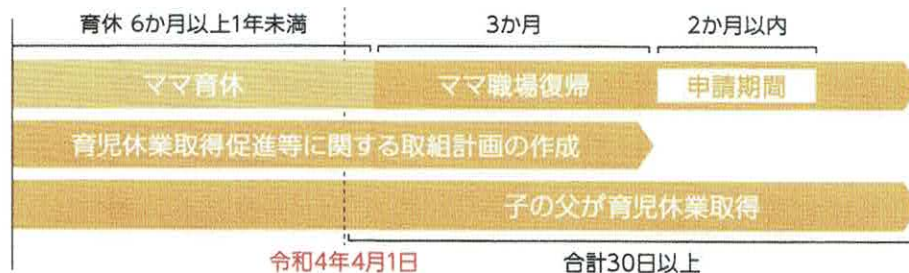
🐣 奨励の対象となる従業員、育児休業取得要件

- ① 都内在勤の女性従業員(雇用保険被保険者)が、子が1歳に達するまでに育児休業を開始していること
 - ② 子の父と協力しながら6か月以上1年未満の育児休業を取得していること
 - ③ 令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に育児休業終了日が含まれていること
 - ④ ③の育児休業に引き続き原職復帰し、3か月以上継続雇用されていること
- ※6か月以上1年未満の育児休業とは、180日以上364日未満のことを指します。

🐣 奨励の対象となる取組

- 育児休業取得促進等に関する取組計画を作成したこと
- 対象となる従業員と協力して、子の父が令和4年4月1日以降に合計30日以上育児休業を取得していること(取得予定でも可) ※子の父の育児休業開始日は問いません


🐣 活用例



過去に「働くパパママ育休取得応援奨励金」パパコース・ママコースを受給している企業も申請が可能です!

詳細は募集要項をご確認ください

〈お問い合わせ先〉

 **公益財団法人 東京しごと財団** ※このチラシは、申請対象外の企業様に配布している場合があります。
企業支援部 雇用環境整備課 育児支援担当係 TEL.03-5211-2399
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

募集要項・申請様式はホームページからダウンロードしてください

東京しごと財団 パパママ

検索

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/papamamaikukyusyutoku.html>



専門家派遣

働くパパママ育休取得応援奨励金「パパと協力! ママコース」を申請予定の企業等は、計画書等の策定にあたり専門家派遣を利用できます

〈相談内容〉

- ・取組計画作成に関する相談、助言
- ・その他改正育児、介護休業法に係る制度整備、運用等に関する相談、助言

〈専門家派遣のお問い合わせ先〉

東京都労働相談情報センター 事業普及課 企業支援担当 TEL.03-5211-2248
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目10番3号 東京しごとセンター9階



令和4年6月作成
この印刷物は、印刷物の紙へリサイクルできます。



経営者・人事労務
担当者必見!

2023・2024年に施行される 主な労働法制等一覧

本年4月以降、各種労働関連法制の改正
が予定されているほか、中小企業や特定
の事業・業種に適用されていた猶予措置
が廃止されるなど、企業経営への影響が
見込まれます。本特集では、今後予定され
ている主な法改正の概要を解説します。

2023年4月

**時間外割増賃金率の
引き上げ**

中小企業に対する
適用猶予の廃止

〈改正労働基準法〉

月60時間を超えて時間外労働をさせた場合には、法定割増賃金率が現行の25%から50%以上に引き上げられます。例えば、月70時間の時間外労働には、60時間分を25%以上、10時間分を50%以上とすることが求められます。

〈現在〉

月60時間超の残業割増賃金率	
大企業	50%
中小企業	25%

1カ月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超えたる労働時間)	
60時間以下	60時間超
大企業	25%
中小企業	25%

〈改正後〉2023年4月1日から

月60時間超の残業割増賃金率	
大企業・中小企業ともに	50%
※中小企業の罰則適用猶予を廃止し、上げ	

1カ月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超えたる労働時間)	
60時間以下	60時間超
大企業	25%
中小企業	25%

※出所：厚生労働省

**雇用保険料率の
引き上げ**

〈改正雇用保険法〉

23年4月1日から24年3月31日までの雇用保険料率が、労働者負担・事業主負担ともに変更となります。

- 一般の事業：15.5/1,000
(労働者負担6/1,000、事業主負担9.5/1,000)
※農林水産・清酒製造の事業は除く
- 建設の事業：18.5/1,000
(労働者負担7/1,000、事業主負担11.5/1,000)

**賃金の
デジタル払いが解禁**

〈改正労働基準法施行規則〉

労働者の同意を得た上で、一定の要件を満たした場合に限り、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払い(いわゆる**賃金のデジタル払い**)が可能となります。
※4月1日から、資金移動業者の指定申請受付が開始されます。この審査には数カ月かかることが見込まれます。

**男性の育児休業
取得の公表義務化**

〈改正育児・介護休業法〉

常用労働者1,000人超の事業主は、育児休業などの取得状況を年1回公表することが義務化されます。公表内容は男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。

**危険有害な
作業を請け負う
個人事業者等の
保護措置義務化**

〈改正労働安全衛生法〉

労働安全衛生法第22条に関する危険有害な作業を行う事業者は、作業の一部を請け負わせる一人親方等や同じ場所で作業する労働者以外の人(資材搬入業者や警備員などを含む)に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが義務づけられます。

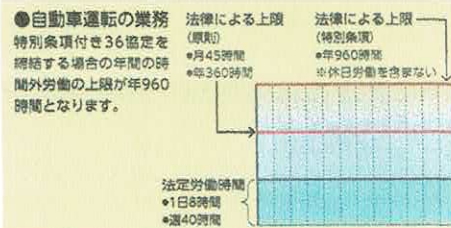
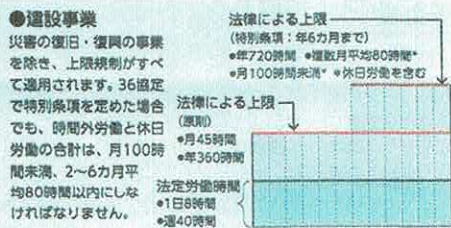
2024年4月

時間外労働の上限規制

特定の事業・業種に
対する適用猶予の廃止

〈改正労働基準法〉

時間外労働の上限規制(原則月45時間、年360時間)が、建設事業や自動車運転の業務などにも適用されます。



24年3月までを準備期間として、適切な労働時間の管理体制の構築、人材確保・定着、業務効率化などの取り組みを進めましょう。また、長時間労働の是正には取引環境の改善も欠かせません。納期・工期に対する配慮など、発注元や商主への理解促進も必要です。東商でも順次、セミナーやコラムなどにより周知を進めていきます。

**障害者法定雇用率の
引き上げ**

〈改正障害者雇用促進法〉

障害者法定雇用率について、24年4月から、民間事業主は現行の2.3%から段階的な引き上げ(24年度から2.5%、26年度から2.7%)が予定されています。

挑みつづける、変わらぬ意志で。

お問い合わせ 東京商工会議所 産業政策第二部
☎03(3283)7940